

第1章 公認会計士・監査審査会

1. 設置の経緯

会計と監査の複雑化・多様化・国際化が進む中、世界的に監査の信頼性を疑わせる事件が発生し、国際的に監査の公正性と信頼性の回復が強く求められていた。我が国においても資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査制度の充実・強化を目的とし、平成15年5月に公認会計士法が改正された。この改正により、これまでの「公認会計士審査会」が改組・拡充され、「公認会計士・監査審査会」が平成16年4月に設置された（P44, 資料1-1参照）。

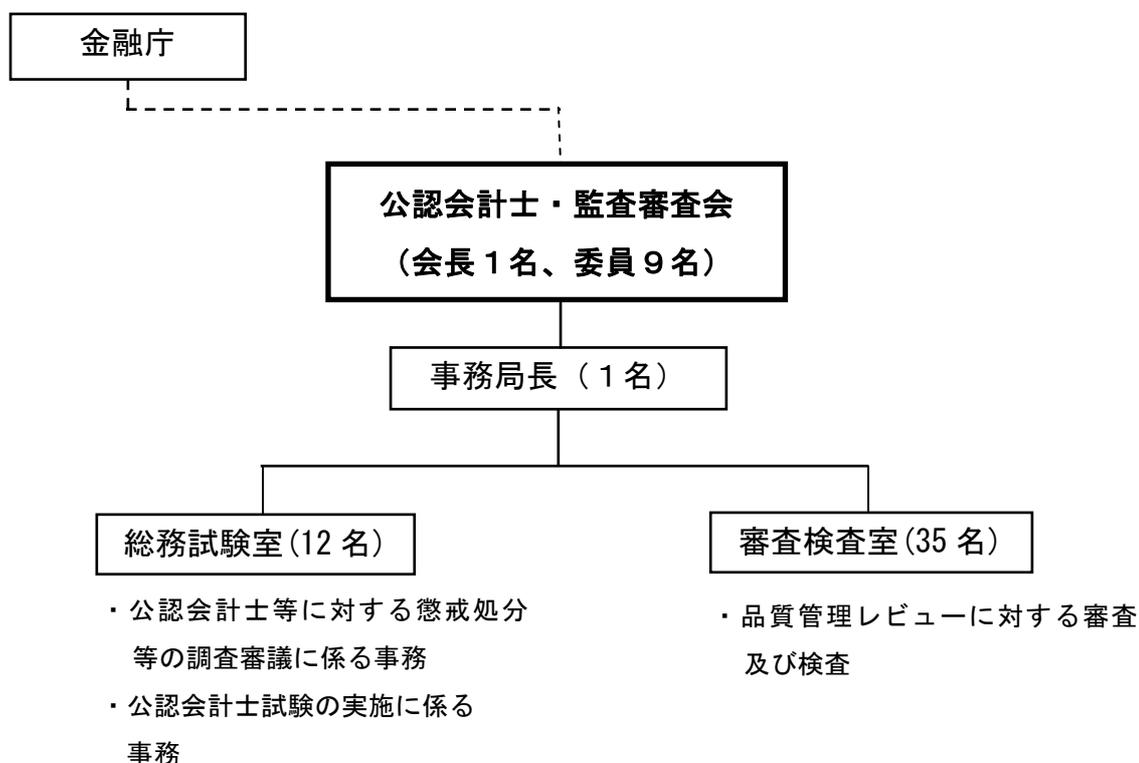
2. 組織

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、会長及び9名の委員により組織される合議制の行政機関である。会長及び委員は公認会計士に関する事項について理解と識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。会長は常勤とされ、委員のうち1名は常勤とすることができる。なお、会長及び委員の任期は3年とされており、平成19年4月には委員の一部交替が行われ、新体制が発足している（P47, 資料1-2参照）。

会長及び委員は独立してその職権を行うこととされ、審査会により、心身の故障のため職務の遂行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行が認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されないこととされ、職権の行使の独立性及び身分保障がなされる組織となっている。

審査会には、その事務を処理するため事務局が置かれ、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び公認会計士試験に係る事務を担当する総務試験室と、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による監査業務の状況調査（以下「品質管理レビュー」という。）に対する審査及び検査を行う審査検査室からなっている。平成19年度の事務局の定員は、事務局長に加え、総務試験室12名及び審査検査室35名の47名となっている。

《公認会計士・監査審査会組織図（平成19年6月末現在）》



3. 業務の概要

審査会は、改組前の公認会計士審査会が担っていた「公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議」、「公認会計士試験の実施」に加え、「協会による品質管理レビューに対する審査及び検査」を行っている。

審査会は、これらの業務を通じ、我が国における監査の信頼性を確保し、その質の向上を図ることにより、我が国資本市場の公正性・透明性の確保による投資者の信頼性の向上及び債権者の保護等に努めている。

なお、審査会は、平成16年4月から平成19年6月までに計91回開催され、うち平成18事務年度には28回開催されている（P52，資料1－4参照）。

（1）品質管理レビューに対する審査及び検査

審査会は、公認会計士法に基づき、協会から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容の審査を行い、必要に応じて検査を行う（P55～56，資料2－1～2参照）。

(参考) 協会が行う品質管理レビューの概要

品質管理レビューは、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じて改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けるものとされ、協会による自主規制として平成11年4月から実施されている。

具体的には、公認会計士法をはじめとする法令、監査基準等及び協会の会則・規則並びに監査事務所の内部規程等のうち監査の品質に関する規定への準拠状況を事後的にレビューすることである。

品質管理レビューの頻度については、品質管理レビューに関する手続に定めのある場合を除き、原則として3年に一度実施する。なお、いわゆる4大監査法人については2年に一度実施している。

① 審査について

審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受けて、その内容の審査を行う。

審査では、「監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応」及び「監査業務への継続監視と品質管理レビューの一層の機能向上」との基本的考え方の下に、主として、(イ)協会について品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、また、(ロ)監査事務所についてその監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査の過程において、協会の適正な運営を確保するため必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、協会に対して報告又は資料の提出を求める。また、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

② 検査について

審査会は、審査の結果、協会の適正な運営を確保するため必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、協会に対して検査を行う。また、公益又は投資者保護のため必要かつ相当と認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所に対して、さらには監査事務所の業務に関係のある場所(被監査会社等)に対して検査を行う。検査を終了したときは、審査会において審議の上、検査の対象先である協会又は監査事務所に対して検査結果を通知する。

③ 勧告について

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する。

(参考) 法令上の根拠

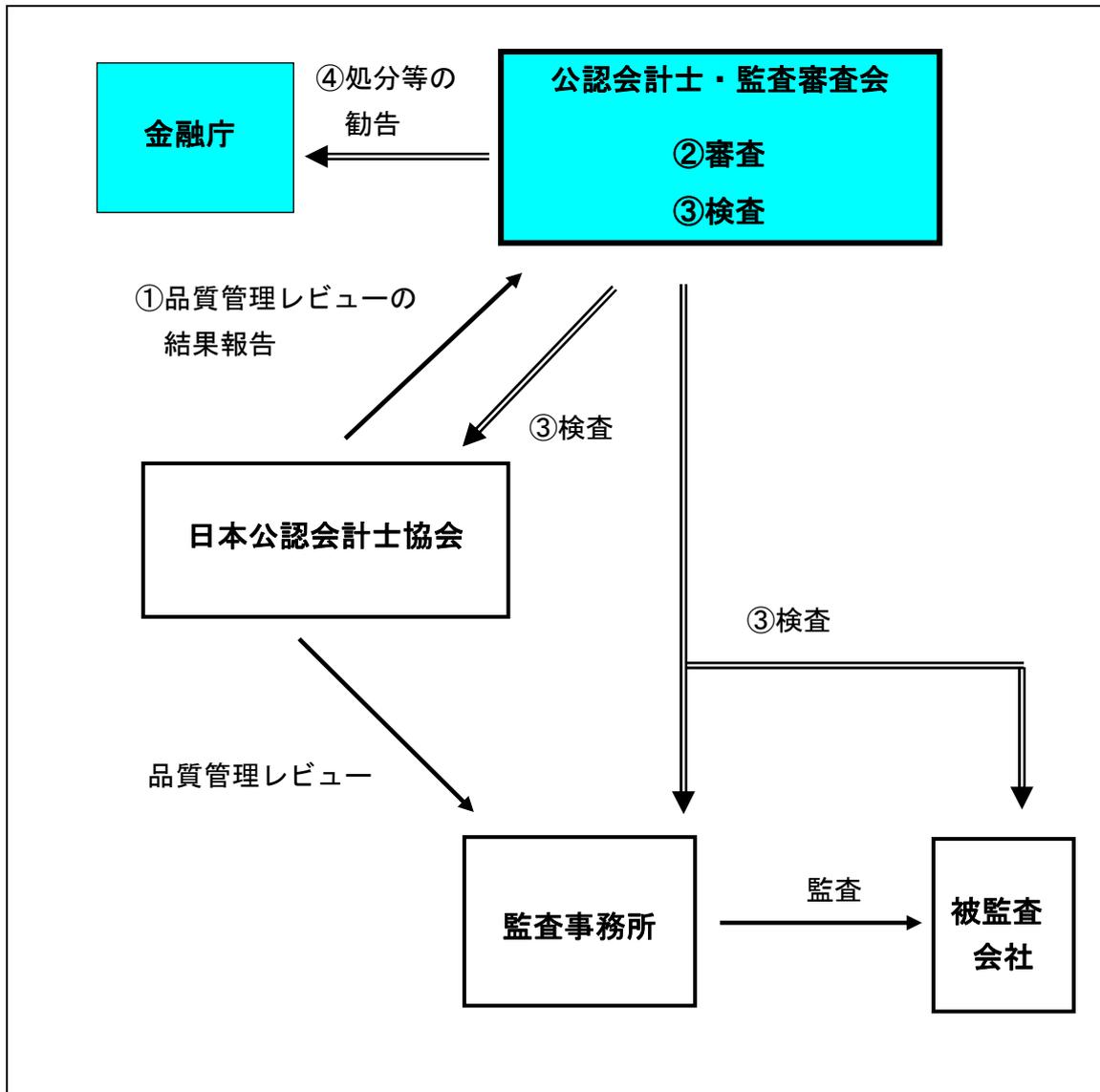
協会の品質管理レビュー並びに審査会の審査及び検査に関する法令上の根拠は次のとおりである。

- (1) 協会の監査業務の状況調査の実施・報告
 - ① 監査業務の状況調査の実施 公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項
 - ② 当該状況調査の結果の審査会への報告 公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 2 項
- (2) 協会等に対する報告・資料の徴求
 - ① 対協会 公認会計士法第 46 条の 12 第 1 項
 - ② 対監査事務所 公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項
- (3) 協会等に対する検査
 - ① 対協会 公認会計士法第 46 条の 12 第 1 項
 - ② 対監査事務所 公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項
 - ③ 対被監査会社等 公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項

上記の公認会計士法の規定による権限は、いずれも同法第 49 条の 4 第 2 項の規定により、内閣総理大臣（金融庁長官）から審査会へ委任されている。ただし、その権限は、協会の行う品質管理レビューの報告に関して行われるものに限られている。

また、勧告に関しては、公認会計士法第 41 条の 2 に規定されている。

《審査及び検査の概要》



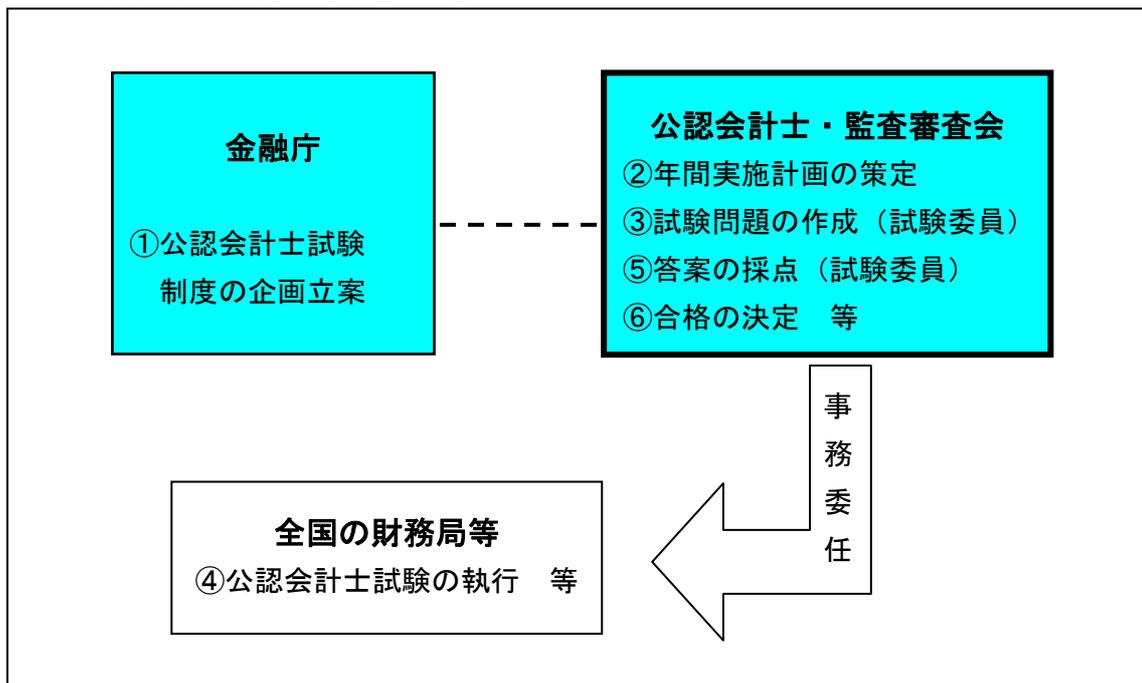
(2) 公認会計士試験

審査会は、公認会計士法の定めるところに従い、公認会計士になろうとする者が必要な学識や応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、国家試験である公認会計士試験を実施している。

(注) 公認会計士として業務を営むためには、公認会計士となる資格を有しなければならず、公認会計士となる資格を得るためには、公認会計士試験に合格することが主たる要件となる。

公認会計士となる資格を有する者が、協会に備える公認会計士名簿への登録を受ければ公認会計士となり、監査業務のほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。

《公認会計士試験の実施の概要》



(3) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

審査会は、金融庁長官から公認会計士等（注1）の懲戒処分等（注2）に関して意見を求められた場合に、調査審議（処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定（処分の重さ）の妥当性について検討を行い、金融庁長官に対して意見を表明すること）を行っている。（注3・4）

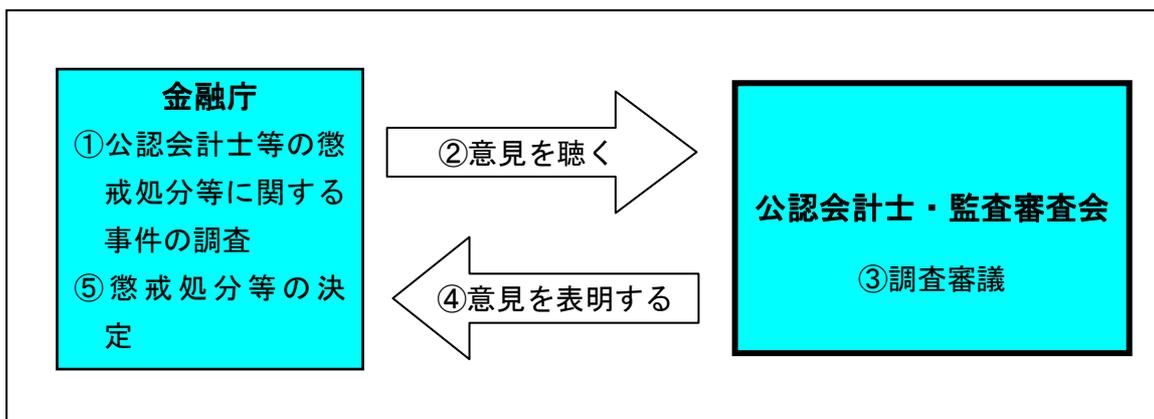
（注1）「公認会計士等」とは、公認会計士、外国公認会計士及び監査法人をいう。

（注2）「懲戒処分等」は、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合や、公認会計士等が公認会計士法等に違反した場合、また監査法人の運営が著しく不当と認められる場合等に課される。公認会計士又は外国公認会計士に対する懲戒処分としては、戒告、2年以内の業務の停止、登録の抹消があり、監査法人に対する処分としては、戒告、2年以内の業務の全部又は一部の停止、解散を命ずる処分がある。なお、平成15年5月の改正公認会計士法の施行日（平成16年4月1日）前にした行為については、改正前の規定が適用されるため、業務停止期間でいえば「1年以内」となる。

（注3）金融庁長官は、公認会計士等の処分事由に該当する事実について報告があったときは、事件について必要な調査をすることとされている。また、金融庁長官において処分事由に該当する事実があると思料するときは、職権をもって、必要な調査をすることができることとされており、懲戒処分等に関する事件の調査権限（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告徴求、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等の権限）は、金融庁長官にある。

（注4）審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合には、審査会による調査審議は不要とされている。

《調査審議の概要》



(4) 諸外国の関係機関との協力

米国における一連の企業会計不正事件を契機として世界各国で監査監督機関が設立された後、監査監督機関相互の情報交換等を目的として、非公式に「監査監督機関会議」が開催されてきた。これは、金融安定化フォーラム(FSF)の呼びかけで平成16年9月に始められ、その後、各国監査監督機関の持回りにより概ね半年毎に開催されているものであり、審査会からは会長等が出席している。

平成18年9月に行われた第5回会議において同会議を発展的に解消することとし、新たに公式の常設の会合として「監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)」を設立することが合意された。

同フォーラムは、監査市場を巡る環境や監査監督機関の活動等に係る情報共有、監査監督活動における協調関係の促進、他の国際機関との連携拠点の提供を活動内容とし、平成19年3月、審査会の主催により第1回会合が東京で開催された。

〈これまでの監査監督機関の国際会議開催実績〉

○ 監査監督機関会議

	日程	開催地	参加国
第1回	2004年9月27日	ワシントン	計9カ国、3国際機関 (英、米、独、IOSCOなど)
第2回	2005年3月24日	ワシントン	計15カ国、4国際機関 (英、米、独、加、蘭、EC、IOSCOなど)
第3回	2005年10月18日	ロンドン	計14カ国、5国際機関 (英、米、独、加、蘭、EC、IOSCOなど)
第4回	2006年3月14日	シドニー	計13カ国、5国際機関 (英、独、加、蘭、IOSCO、PIOBなど)
第5回	2006年9月15日	パリ	計19カ国、7国際機関 (英、米、独、EC、IOSCO、バーゼル委員会など)

○ 監査監督機関国際フォーラム

第1回	2007年3月22日 23日	東京	計22カ国、6国際機関 (英、米、独、EC、IOSCO、バーゼル委員会など)
-----	-------------------	----	---

(注) 網掛けは、オブザーバー参加